

数理水産科学会定款

2004年4月1日制定

2007年9月1日改訂

2015年7月21日改定

2017年3月20日改訂

(名称)

第1条 本会は数理水産科学会と称する（以下学会と記す）。本研究会の英文名は、**The Japan Society for Mathematical and Physical Fisheries Science** と称する。英文略称は **JSMPFS** とする。

(目的)

第2条 学会は、数理科学的な観点から水産科学に関する研究の進展と知識の普及を図り、これにより学術の発展並びに社会への貢献に寄与することを目的とする。この目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 研究発表会，学術講演会，講習会，見学会等の開催
2. 機関誌の刊行
3. 調査および研究
4. 海外学術諸団体との連絡および提携
5. その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 会員の種類は正会員，学生会員，賛助会員とする。

第4条 会員は毎年度の会費を前納するものとする。

第5条 会員になろうとする者は、所定の様式による入会届をもって申し込むことにより認められる。

第6条 会員で退会しようとする者は、その所定の手続きを完了した後、退会届けを提出しなければならない。

第7条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の決議を経て除名することができる。

1. 納期を3年以上経過しても会費を納めないとき
2. 会員としての義務に違反したとき
3. 学会の名誉を傷つけ、または学会の目的に反する行為があったとき

第8条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会
2. 会員の死亡または法人もしくは団体の解散
3. 除名

第9条 学会に次の役員を置く。

1. 代表理事 1名
2. 理事 若干名
3. 監事 2名
4. 外国支部統括主任 各国1名

第10条 役員の出選方法は別に定める。

第11条 役員の出選方法は2年とし、重任を妨げない。

第12条 代表理事は、学会を代表し、学会の業務を統括する。

第13条 理事および監事は役員会を組織し、学会の運営方針を決議し、実行する。

第14条 監事は学会の事業および会計の監査を行う。

(会議)

第15条 学会の会議は、総会、役員会とする。

第16条 総会と役員会の議長は代表理事とする。

第17条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後、代表理事が召集する。

臨時総会は、役員が必要と認めるとき、随時召集することができる。

第18条 次の事項は総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 役員の選出
2. 事業計画および収支予算
3. 事業報告および収支決算
4. その他役員会において必要と認めた事項

第19条 会議の議事は、特に定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし委任状による議決参加を認める。

第20条 役員会の定足数は構成員の3分の2とする。

(会計)

第22条 学会は会員からの会費およびその他の収入をもって経費に当てる。

第23条 学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(改棄)

第24条 本規約の改棄は役員会において出席者の3分の2以上の議決による。

(本部)

第25条 学会本部は函館市港町3丁目1番1号北海道大学大学院水産科学研究院内に置く。

(総務部)

第26条 学会の会計処理を行う総務部は山口県下関市永田本町2丁目7-1水産大学校内に置く。

(外国支部)

第27条 中国支部は大連水産学院内に置く。

(会誌)

第28条

第1項 学会は会員の研究成果を発表するための会誌「数理水産科学」
(*Mathematical and Physical Fisheries Science*)を発行する。

第2項 会誌への投稿規定及び執筆要領は別に定める。

第3項 会誌発行のための論文審査委員会及び編集委員会を設置する。

(編集部)

第29条

学会の編集業務を行う編集部は東京都港区港南4丁目5番7号東京海洋大学海洋資源環境学部内に置く。

(附則)

本規約は2004年5月1日より施行する。

第28条は2007年9月1日より適用する。

第27条は2008年1月1日より適用する。

第1条の数理水産科学研究会から数理水産科学会への名称変更は2008年4月1日より行われる。

変更された第26条および第29条は2016年4月1日より適用する。

第29条は2017年4月1日より適用する。